環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園高付加価値企画官については九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然環境調整専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に基づく瀬戸内海、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に基づく指定水域並びに有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）に基づく有明海及び八代海等の環境の保全のための施策の企画及び立案等、里海づくりに関する施策の実施並びに漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置に関すること。

十七～二十四　（略）

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十七条　国立公園保護管理企画官は、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官及び国立公園高付加価値化企画官の所掌に属するものを除く。）を行い、自然保護官及び国立公園管理官の指揮監督を行う。

（国立公園利用企画官の職務）

第二十八条　国立公園利用企画官は、国立公園の保護及び整備（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに国立公園に関する事業の振興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園高付加価値化企画官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（国立公園高付加価値化企画官の職務）

第二十九条　国立公園高付加価値化企画官は、国立公園の利用の高付加価値化に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第三十条～第六十条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第六十一条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第六十三条の規定に基づき、第四十七条第一号から第七号まで、第四十八条第一号から第四号まで、第四十九条第一号から第十一号まで及び第五十四条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然環境調整専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に基づく瀬戸内海の環境の保全のための施策の企画及び立案等、里海づくりに関する施策の実施並びに漂流ごみ等（同法第十六条の二に規定する漂流ごみ等をいう。）の除去、発生の抑制その他の必要な措置に関すること。

十七～二十四　（略）

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十七条　国立公園保護管理企画官は、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官の所掌に属するものを除く。）を行い、自然保護官及び国立公園管理官の指揮監督を行う。

（国立公園利用企画官の職務）

第二十八条　国立公園利用企画官は、国立公園の保護及び整備（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに国立公園に関する事業の振興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（新設）

第二十九条～第五十九条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第六十条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第六十二条の規定に基づき、第四十六条第一号から第七号まで、第四十七条第一号から第四号まで、第四十八条第一号から第十一号まで及び第五十三条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。